

淡路島持続的な生産・消費の実現推進事業(消費者とのつながり強化支援)実施要領

第1 趣 旨

この要領は、淡路島における農畜水産物の持続的な生産を維持するために、観光客などを含めた、より多くの消費者、実需者との強固な関係づくりにより、持続的な消費が図られるよう、淡路島の農畜水産業や農畜水産物及びその加工品を、「知ってもらう」「買ってもらう」「食べてもらう」などの生産者と消費者等とのつながり強化を図る取組に対する支援について必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 淡路島内の農畜水産物の生産者及び生産・出荷団体
- (2) 淡路島産農畜水産物の加工、販売等を行う事業者
- (3) 淡路島内の市、観光協会

第3 事業内容

第2の事業実施主体が行う次に掲げる取組に必要な経費に対して助成する。

なお、国庫事業または兵庫県事業により助成を受けている取組及びハード整備や備品購入に係る経費については、助成の対象としない。

- (1) 食材フェアや販売促進イベント出展による淡路島産農畜水産物及びその加工品等(以下「淡路島産食材等」という。)のPR
- (2) 淡路島産食材等の認知度向上や販売促進のためのPR資材の作成

第4 事業の実施

- 1 事業実施主体は、事業を実施しようとするとき、様式第1号に実施計画書(別紙様式1)を添付し、兵庫県淡路県民局長(以下「県民局長」という。)に申請するものとする。
- 2 県民局長は、前項の申請を受理したときは、実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合は様式第2号により承認を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、補助事業に要する経費の30%を超える増減を伴う変更を行う場合は、1及び2に準じて、あらかじめ県民局長の承認を受けるものとする。

第5 助 成

- 1 県は、予算の範囲内において、第3に定める経費について、淡路県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるところにより、助成を行うものとする。
- 2 補助率は1/2以内で、事業実施主体あたりの補助金は500千円を上限、50千円を下限(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。

第6 実績報告

交付要綱第11条に基づく補助事業実績報告書の提出をもって実績報告とする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要となる事項は、県民局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)

淡路島持続的な生産・消費の実現推進事業(消費者とのつながり強化支援)申請書

令和 年 月 日

兵庫県淡路県民局長様

事業実施主体

代表者名

住 所

電話番号

E-mailアドレス

淡路島持続的な生産・消費の実現推進事業(消費者とのつながり強化支援)実施要領第4の1の規定により申請します。

[添付書類]

実施計画書(別紙様式1)

(別紙様式1)

淡路島持続的な生産・消費の実現推進事業
(消費者とのつながり強化支援)実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

実施時期	内容(実施場所・対象品目等)	備考

3 経費の配分

経費の内容	事業に要する 経費 (A)+(B)	負担区分		積算の基礎	備考
		補助金 (A)	その他 (B)		
	円	円	円		
合計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 添付資料

活動経費が分かる資料

(様式第2号)

淡路(洲農)第 号
令和 年 月 日

事業実施主体
代表者 様

兵庫県淡路県民局長

淡路島持続的な生産・消費の実現推進事業(消費者とのつながり強化支援)の
承認について

令和 年 月 日付けで申請のあった計画については、淡路島持続的な生産・消費の実現推進事業(消費者とのつながり強化支援)実施要領第4の2の規定により承認します。